

20 建企第 563 号
平成 21 年 2 月 16 日

関係業団体の長 様

愛 知 県 建 設 部 長

発注者が請負代金額の減額変更を請求する場合における
単品スライド条項の運用について（通知）

平素は、本県の建設事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

愛知県公共工事請負契約約款第 26 条第 5 項の規定の運用については、平成 20 年 6 月 25 日付け 20 建企第 186 号、平成 20 年 8 月 20 日付け 20 建企第 284 号及び平成 20 年 10 月 1 日付け 20 建企第 375 号により通知したところですが、単品スライド条項に基づき発注者が請負代金額の減額変更を請求する場合については、別紙のとおり運用することとしましたので、お知らせします。

なお、本通知は、平成 21 年 3 月 2 日から適用します。

担 当 建設企画課 建設技術グループ
電 話 052-954-6507（内線 2890）
担 当 建設総務課 契約グループ
電 話 052-954-6608（内線 2633）

発注者が減額変更を請求する場合の単品スライド条項の運用について

1. 総則

本通知に記載がないものについては、平成 20 年 8 月 20 日付 20 建企第 284 号通知及び平成 20 年 10 月 1 日付 20 建企第 375 号通知の取扱いに準じるものとする。

2. 対象工事

以下の条件の工事を発注者減額変更請求の単品スライド条項適用対象工事とする。

- (1) 現在継続中で工期の末日が平成 21 年 3 月 2 日以降の工事及び今後の新規契約工事
- (2) 対象材料の価格が対象工事費の 1%以上変動（減額）している工事
- (3) 本条項の適用により減額となる場合で発注者が請求する工事

3. スライド額（S）の算定方法

- (1) $\text{スライド額 (S)} = \text{対象材料の変動額} + \text{対象工事費} \times 1\%$

対象材料の変動額（消費税込）＝変動後の実勢価格－変動前の実勢価格

変動前の実勢価格＝ $\Sigma \{ (\text{当初設計時点の実勢単価} \times \text{設計数量} \times \text{落札率} \times 1.05) \}$

変動後の実勢価格＝ $\Sigma \{ (\text{変動後の実勢単価} \times \text{設計数量} \times \text{落札率} \times 1.05) \}$

- (2) ただし、燃料油以外の対象材料については、(1) の算式により発注者が算定したスライド額を示して請負者が異議を申し立てた場合であって、「変動後の実勢価格」より「請負者の実際の購入金額」の方が高い場合は、「変動後の実勢価格」に代えて「請負者の実際の購入金額」を用いて、(1) の算式によりスライド額を算定する。

4. 変動後の実勢単価の決定方法

- (1) 鋼材類及びその他対象材料（燃料油以外）の変動後の実勢単価は、施工計画書の実施工程表等の発注者が有する情報に基づき判断した搬入月の物価資料の単価とする。
- (2) 鋼材類及びその他対象材料（燃料油以外）を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の物価資料の単価を平均した単価とする。
- (3) 燃料油については、契約の翌月から工期末の前々月までに購入したものとし、その実勢単価の平均とする。
- (4) 燃料油の変動後の実勢単価は、対象材料を購入した月の翌月の物価資料の単価とする。

5. 請負者への協議事項

- (1) 発注者が算定したスライド額に対し、請負者が異議を申し立てたときは、対象数量全量の

搬入時期、購入先及び購入価格を確認・証明できる納品書、請求書、領収書等、全ての提出を請負者に求めること。(返却を求められた場合は原本を確認のうえ、コピーすること。)

(2) (1) の証明書類が提出されない場合や提出された書類の確認ができない場合は、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。

6. 請求等手続き

(1) 発注者は、工期末の1ヶ月前までに様式1-2「単品スライド請求書」で請求を行う。

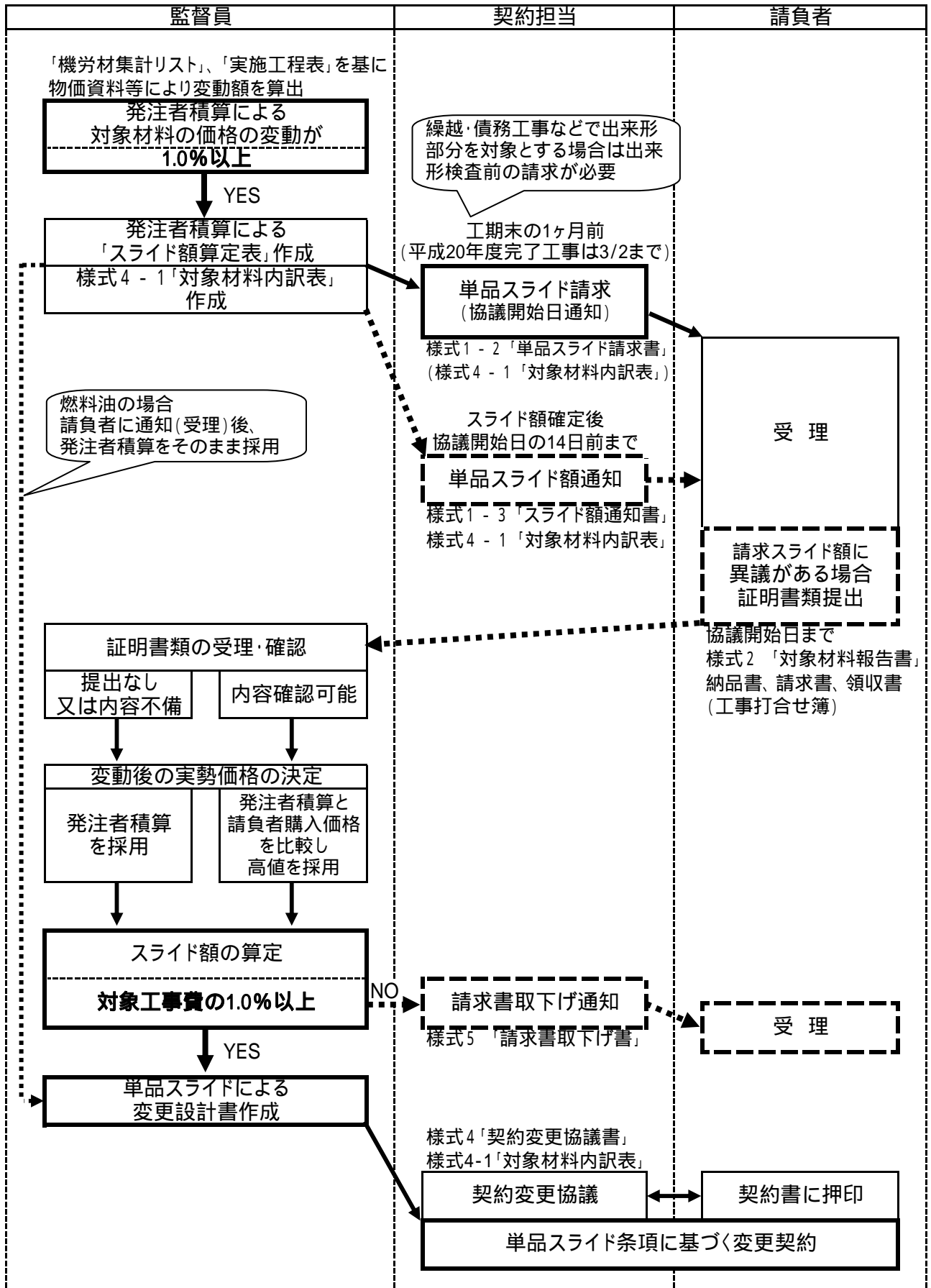
(2) ただし、平成20年度完了工事については、平成21年3月2日までに請求を行う。

(3) 発注者は、請求時に発注者が算定したスライド額が確定している場合は、様式1-2「単品スライド請求書」にスライド額を記載し、様式4-1「対象材料内訳表」を添付する。

ただし、請求時に発注者が算定したスライド額が確定していない場合は、様式1-3「スライド額通知書」に様式4-1「対象材料内訳表」を添付して協議開始日の14日前までに通知する。

(4) 請負者は、発注者が算定したスライド額及び対象材料に対し、異議のある場合、協議開始日までに様式2「対象材料報告書」を工事打合せ簿と共に、対象数量全量の搬入時期、購入先及び購入価格を確認・証明できる納品書、請求書、領収書等を添付の上、提出する。

発注者請求の単品スライド条項の適用手順



発注者減額請求単品スライド様式一覧

様式	提出書類名	提出・通知者	受領者	時期・備考
1 - 2	単品スライド請求書 (発注者請求用)	発注者 (契約担当)	請負者	工期末の1ヶ月前 (20年度完了工事は3/2まで)に請求 なお、繰越・債務工事で出来形部分を対象とする場合は出来形検査前に請求
1 - 3	スライド額通知書	発注者 (契約担当)	請負者	繰越・債務工事など請求時に請求スライド額が確定しておらず、様式1-2「単品スライド請求書」にスライド額が記載できなかった場合、協議開始日の14日前までに通知
2	対象材料報告書	請負者	発注者 (監督員)	発注者が算定したスライド額及び対象材料に対し、異議のある場合、協議開始日までに提出
4	(単品スライド条項に基づく) 契約変更協議書	発注者 (契約担当)	請負者	協議開始日から14日以内 請負者請求の場合と同じ様式
4 - 1	対象材料内訳表	発注者 (契約担当) 監督員作成	請負者	「様式1 - 2」又は「様式1 - 3」 (発注者が算定したスライド額の通知時) 、及び「様式4」に添付 請負者請求の場合と同じ様式
5	(単品スライド) 請求書取下げ書	発注者 (契約担当)	請負者	発注者が単品スライド条項適用外と判断した場合通知
	納品書、請求書、領収書	請負者	発注者 (監督員)	「様式2」に添付

様式1-2

第 号
年 月 日

様

愛知県知事 印
[愛知県 所長]

物価の変動に基づく請負代金額の変更について（請求）

年 月 日付けで契約した下記工事について、愛知県公共工事請負契約約款（以下「約款」という。）第26条第5項の規定に基づき、当該工事に係る主要な工事材料の変動額が請負代金額の1000分の10を超える額について請負代金額の変更を請求します。

また、約款第26条第8項に定める当該協議開始日は、下記のとおりとします。

（なお、請負代金額の変更減額に異議のある場合は、様式2「対象材料報告書」に証明書類を添付のうえ、提出してください。）

記

工 事 名

路線等の名称

工事場所

対象材料

協議開始日

（請負代金額の変更減額 金 円）

※ 発注者が算定したスライド額が確定している場合は、（ ）内を記載する

様式1-3

第 号
年 月 日

様

愛知県知事 印

[愛知県 所長]

物価の変動に基づく請負代金額の変更減額について（通知）

年 月 日付けで請求したこのことについては、下記のとおり変更による請負代金額を定めたので、通知します。

なお、請負代金額の変更減額に異議のある場合は、様式2「対象材料報告書」に証明書類を添付のうえ、提出してください。

記

工 事 名

路線等の名称

工事場所

請負代金額の変更減額 金 円

担当
電話
内線

対象材料報告書 (鋼材類)

(見込み・確定)

工事名											
路線等の名称											
工事場所											
請負者名											
請負代金額(最終)		金 円(税込み)					出来形検査済				
工期		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日									
設計		材料購入報告						契約時想定		備考	
名称	規格	規格	搬入日	単位	数量	単価	金額 (円)	単価	金額 (円)		
合計金額								0		0	
材料価格(税込み)		合計金額 × 1.05						0		0	
対象工事費(税込み)		請負代金額 × (1 - 出来形検査済部分)						0 (円)			
想定スライド額(税込み)		(購入価格 - 契約時想定価格) - 対象工事費 × 1%						0 (円)			

留意事項

- 1) 搬入日、購入数量、購入単価等を確認できる証明資料(納品書、請求書、領収書等)を添付の上、提出すること。
ただし、「見込み」で提出する場合は除く。
- 2) 対象数量・購入価格等が未確定の場合、「見込み」で提出し、数量等確定後、工事打合せ簿と共に再提出すること。
- 3) 対象材料は、品目、搬入日及び購入単価毎にとりまとめること。
- 4) 対象としたい材料のみ記載すること。
- 5) 1)の証明資料に不備があり、対象材料の確認ができない場合は、単品スライド条項の対象材料とならない。

様式4

第 号
年 月 日

様

愛 知 県 知 事 印

[愛知県 所長]

契約内容の変更について（協議）

年 月 日付けで契約した下記工事について、別添の変更契約書のとおり契約内容を変更したいので、協議します。

なお、ご異議のない場合は、変更契約書に押印のうえ、1部提出してください。

工 事 名

路 線 等 の 名 称

工 事 場 所

担当
電話
内線

特に定めた契約条件

この変更契約は、愛知県公共工事請負契約約款第26条第5項の規定に基づき、請負代金額を変更するものである。

様式5

年 月 日

様

愛 知 県 知 事 印

[愛知県 所長]

物価の変動に基づく請負代金額の変更について（取下げ）

年 月 日付けで行った愛知県公共工事請負契約約款第26条第5項の規定
に基づく請求については、取り下げます。

記

工 事 名

路線等の名称

工事場所